

事業所で症状ある場合の 対応

R2.5.28 村保健福祉課 作成

村内 事業所の職員・利用者に症状（発熱等）ある時の対応

★各事業所で、流れの想定をしておくこと

1. 職員本人

毎日2回の検温（①朝出勤前又は出勤直後、②昼食後）

⇒症状発現⇒ 即、職場内報告 ⇒ 本人の症状確認（いつから、どんな）⇒ 帰宅

帰宅後の本人

⇒症状が国基準に該当（＊「資料1」を参照）

⇒かかりつけ医受診（事前に連絡。受診の仕方をきく。）

⇒医師がコロナ感染を強く疑う場合

⇒医師から保健所へ連絡⇒PCR検査

⇒陽性:入院・濃厚接触者の範囲特定

⇒接触者の自宅待機・検査 ⇒ 以降、保健所指示による（濃厚接触者）

⇒症状が国基準に非該当

⇒不安な場合、同日（1日目）にかかりつけ医受診

⇒翌日（2日目）も症状続く場合 ⇒ かかりつけ医受診（事前連絡）

⇒PCR検査しない場合⇒症状消失後、職場復帰

2. 職場

⇒ 本人帰宅後の職場（特に同フロア、本人の周囲）

⇒ 通常の感染予防

換気、手洗い、消毒（手指、共有の物品）、マスク着用 （資料2）

⇒ 通常の体調チェック（注意深く）

⇒ 本人に感染確認あったら・・・

濃厚接触疑われる人（特に同フロア、本人の周囲）

⇒ マスク着用・手指の手洗い・消毒の徹底

⇒ 保健所の来所後、指示を受ける。

* 解熱剤で症状を抑えて職場に出ない。

3. 症状ある職員本人の家庭（本人の帰宅後）（＊「資料1」参照）

⇒同居の家族は、体調チェック

症状でた場合は、仕事を休み、受診を検討する。不要不急の外出を避ける。

⇒感染予防を家庭内で行う。

（以下 及び 厚労省「8つのポイント」参照 <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf> ）

- 1.感染者と他の同居者の部屋を分ける。
- 2.感染者の世話をする人は、できるだけ限られた方（一人が望ましい）にする
（高齢者、妊婦、基礎疾患の人は避ける）
- 3.全員がマスクを使用する。
使用したマスクは他の部屋に持ち出さない。外す時はゴムやひもをつかむ。外した後は石けんで手洗い。
マスクない場合、咳・くしゃみのときは、ティッシュ等で口と鼻を塞ぐ。
- 4.こまめに手洗い・消毒・うがいをする。
- 5.できるだけ換気をする（定期 又は 常時）。
- 6.手で触れる共有部分を消毒する。
ドア取っ手、ドアノブなどはハイター薄め液で。
トイレや洗面所：家庭用洗剤ですすぎ、家庭用消毒剤でこまめに消毒。
タオルは共用しない。
- 7.汚れたりネン、衣服を洗濯する。
手袋とマスクをつけ、一般的な家庭用洗剤で洗濯し、完全に乾かす。
- 8.ゴミは密閉して捨てる。

【資料 1】 国の受診・相談の基準

①息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

②重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

※高齢者（65歳以上）、妊婦、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患）、透析・免疫抑制剤・抗がん剤等使用者

③ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合



症状が4日以上続く場合は必ず受診又は相談。

強い症状と思う場合にはすぐに相談又は相談。

いずれも迷ったら

相談先 … ・診療所（79-2220）・保健福祉課（79-7100）・県相談センターへ電話
県…美作保健所勝英支所 0868-73-4054（時間外留守電なら県相談窓口へ）
県相談窓口 086-226-7877

【資料 2】

- 消毒薬の作り方（物品用）

次亜塩素酸ナトリウムの希釈液（市販ハイターなど）

0.05%溶液を作る。

⇒ 500mlペットボトルに、原液をキャップ1杯（ペットボトル）

⇒ 噴霧は不可。ペーパーを浸し、物品を拭き取る。

- 換気の仕方

⇒ 常時 2方向の窓開ける。

⇒ 1時間に2回以上、2方向の窓を開ける。

【資料 3】 感染疑い⇒検査⇒対応の流れ （保健所と保健福祉課が主に対応）

①診療所で感染疑い者を診察

②保健所へ連絡 検査場所の相談

③検査

⇒1)津山中央病院で検査の場合

搬送：自分・家族、救急車（消防とは合意済み）、（軽症者は保健所）

⇒2)診療所の検査の場合（行政検査）

医師が防護服でとる（保健所 防護服あり 検体容器もっていく）

④検査で「陽性」 → 現在、重軽度者ともに入院。

＊軽度者は自宅になる可能性。

⑤接触的疫学調査

- ・保健所と村と連携。 調査実働は保健所。 消毒は村。
- ・入院先の本人・家族から情報収集
- ・調査内容：2週間行動歴、渡航歴
- ・濃厚接触者→特定：範囲（家族、職場、周囲の症状ある人）

⑥濃厚接触者の対応を保健所より指示

- 検査。症状ない人：自宅経過観察、症状ある人：医療受診など
- 自宅経過観察の人の健康観察
- 各所に消毒指導
- 対策について情報交換、村民不安に対応

⑦生活サポート

食事（弁当配達、食品購入）、買い物、親族サポート の 調整